

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 旧慣使用林野整備計画の認可
土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(八件)
- 土地区画整理法による換地処分
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 告 准看護婦試験の実施

告 示

鳥取県告示第七十七号

三朝町長から申請のあつた東小鹿地区旧慣使用林野整備計画については、
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法
律第二百二十六号)第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二

十九日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届
出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

八東土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	杉原節夫	八頭郡八東町大字南四〇番地
"	藤田寿雄	新興寺五四七 "
"	小林憲一郎	日田七八五 "
"	角脇久雄	南二七六 "
"	田中勘治	徳丸四〇九 "
"	森下次郎	九四四 "
"	竹内富恵	皆原一三四 "
"	加藤伍郎	一〇七 "
"	田中隆秋	小別府三九四 "
"	増田昌訓	安井宿四六七 "
"	西村一正	日下部二九二 "

理事 竹内富恵 八頭郡八東町大字皆原一四三番地
 田中勘治 徳丸四〇九
 内田功夫 安井宿一、〇七五
 坂本嗣雄 日田七四三
 木下章 六一五
 中林郁二 南二三九
 森下次郎 徳丸九九四
 加藤伍郎 皆原一〇七
 田中隆秋 小別府三九四
 小林壽一 新興寺九七
 中村勝太郎 安井宿一、一一七
 西村一正 日下部二九二
 中田巖 一九二

八東土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所

昭和五十年十二月二十三日開催の第一回通常総代会において役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和五十年十二月二十三日退任

監事 山根一也 徳丸一、三六一
 小畑竹治 東二四六
 中村源之助 安井宿四六六

中田巖 一九二
 青木哲 横田二二一
 山根一也 徳丸一、三六一
 東二四六
 安井宿四六六

監事 山根一也 徳丸一、三六一
 加藤嘉幸 皆原二七九
 入江雪夫 安井宿七六八

昭和五十年十二月二十三日開催の第一回通常総代会において役員選挙の結果当選し、昭和五十年十二月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十一年一月二十七日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十号

昭和五十年十二月三日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(林ヶ原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十一号

淀江町から申請のあつた町営土地改良(八反田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十二号

名和町から申請のあつた町営土地改良(倉谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十三号

米子市から申請のあつた市営土地改良(石州府地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

江府町から申請のあつた町営土地改良(江尾本町五丁目地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(相谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

福部村から申請のあつた村営土地改良(山湯山地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(大柿地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十八号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(太田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十九号

和田団地土地区画整理事業(第一工区)施行地区の宅地について、昭和五十一年一月二十二日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第一百三十四条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年七月四日 鳥取県指令受都計第二百七十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市田園町四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和51年2月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の日時
学科試験 昭和51年3月5日（金） 午前9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
昭和51年2月16日（月）（郵送の場合は、昭和51年2月16日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課へ問い合わせること。